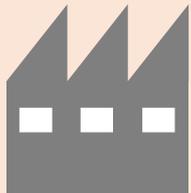


# 一宮市企業立地奨励措置ガイド

2025年9月1日～

市内において事業所の新設・増設をしようとする事業者の方が、一定の要件に該当する場合に、奨励金等の交付を受けることができます。



工場・物流拠点等を  
新増設

## ①立地促進奨励金

最大1億5千万円

適用要件に該当→固定資産評価額の5%相当額を交付  
2P参照



事業所を新増設

一宮市民を1年常用雇用

## ②雇用促進奨励金

最大1,500万円

適用要件に該当→1名につき30万円を交付  
2P参照



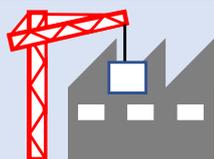
高度かつ先端な技術の工場を新増設

## ③21世紀高度先端産業立地促進補助金

最大10億円

適用要件に該当→固定資産取得費用(土地を除く)の  
5or10%相当額を交付  
3P参照

※みなし大企業は4or8%



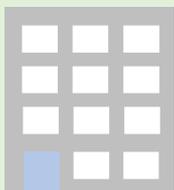
市内に10年以上立地している企業が工場・研究所を新増設

## ④企業再投資促進補助金

最大3億円

適用要件に該当→固定資産取得費用(土地を除く)の  
10%相当額を交付  
3P参照

※みなし大企業は8%



都市機能誘導区域に  
新たにオフィスを賃借

## ⑤オフィス誘致補助金

最大180万円

適用要件に該当→賃借料、共益費の50%or70%相当額を  
1年間を交付  
4P参照

※奨励金等を利用される際は報道発表をいたしますのでご了承ください。

※同一の事業者に対し①立地促進奨励金、③21世紀高度先端産業立地促進補助金、④企業再投資促進補助金、⑤オフィス誘致補助金を重複して適用することはできません。なお、適用条件を満たした場合には②雇用促進奨励金との併用はできます。

※不適切な事実が認められた場合、奨励金等の返還を命ずる場合があります。

活力創造部 産業振興課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL :0586-28-8982

Email:sangyo@city.ichinomiya.lg.jp



ウェブサイト



## ①立地促進奨励金

市内において事業所の新設・増設をしようとする場合で、下記④、⑤の要件に該当する事業者には、当該事業所の**新設等に要した固定資産評価額の5%に相当する額**(限度額1億5千万円)を交付いたします。

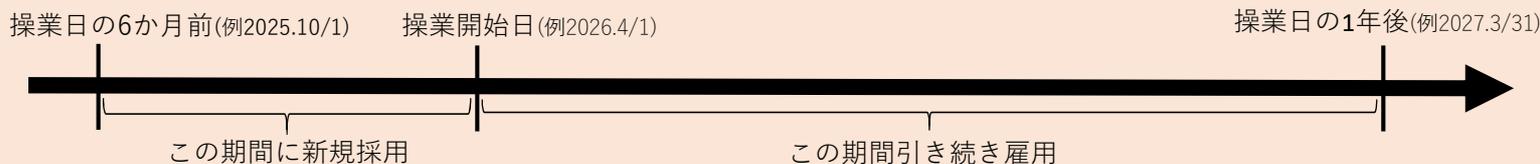
- ※ 土地は、家屋建設工事に着手する日前3年以内に取得したものが該当
- ※ 償却資産は、操業開始月の前後各3か月(7か月)の期間内に取得したものが該当

## ②雇用促進奨励金

市内において事業所の新設・増設をしようとする場合で、下記の④、⑤の要件に該当する事業者のうち、**当該事業所で一宮市民の新規常用雇用従業員を1年間雇用すると、1人につき30万円**(限度額1,500万円)を交付いたします。

### 一宮市民の新規常用雇用従業員とは

- ※ 操業開始日に一宮市内に住所がある
- ※ 雇用保険に加入しており、パートタイム、契約社員といった雇用形態を問わず事実上期間の定めなく雇用される労働者
- ※ 新たに新設・増設した事業所を勤務地として新規雇用された労働者
  - × 派遣労働者、雇用形態の変更した労働者(例：パート→正社員)



### ④事業所要件

新設・増設する事業所が以下のいずれかの事業の用に供されるものであること。

- (ア) 物品の製造、加工または修理に係る事業(日本標準産業分類の大分類E「製造業」に属する業種)
- (イ) 流通事業(荷受け、保管、流通加工、出荷、道路運送など)(日本標準産業分類の大分類H「運輸業・郵便業」に属する業種)
- (ウ) ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業
- (エ) 工業製品に係る基礎研究、応用研究または開発研究に係る事業(主たる業種が日本標準産業分類の大分類E「製造業」に属する業種)
- (オ) 市長が規則で定める以下の分野における高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造または研究に係る事業

〔健康長寿、環境・エネルギー、航空宇宙、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、IT関連、先端素材〕  
関連、その他市長が認める高度先端な技術分野

- (カ) アからオまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

### ⑤固定資産取得費用要件

事業所の新設・増設に要した**固定資産取得費用が5億円以上、中小企業者は1億円以上**であること。

- ※ 固定資産取得費用には、造成費用、登記に要する司法書士等への報酬を含むことができますが、消費税は含みません。
- ※ 中小企業者とは製造業、運輸業等の業種にあっては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。

## 申請から交付までの流れ

着工日の  
30日前まで

『適用申請書』と必要書類の提出

提出期限を過ぎると奨励金が受けられません

着工

届出

工事完了

届出

操業開始

届出

最初に固定資産税を課される年度の4月1日から8月30日までの間

『奨励金交付申請書兼実績報告書』、  
『奨励金請求書』の提出

奨励金受領

## ③21世紀高度先端産業立地促進補助金（愛知県21世紀高度先端産業立地補助金）

高度かつ先端的な技術の工場として愛知県の審査会で認定され、市内において工場の新設・増設（機械及び装置を一新する場合も含む）をしようとする**中小企業者**で、下記の認定要件に該当する場合には**固定資産取得費用**（土地を除く）の**10%**（設備一新の場合は**5%**）相当額を**10億円**を限度に交付いたします。  
（みなし大企業は**8%**（設備一新の場合は**4%**））

### 認定要件

- ①愛知県21世紀高度先端産業立地補助金に補助対象として認定されること。
- ②工場の新設・増設に要した**固定資産取得費用**（土地を除く）が**2億円**以上であり、操業開始に伴い**常用雇用者**を原則として**5人以上**増やすこと。※  
※補助金実績報告交付申請日時点（操業開始から13か月後の月の1日時点）での当該工場の常用雇用者数が、補助事業認定申請日時点での当該工場での常用雇用者数より**5人以上**増加していることが必要です。

## ④企業再投資促進補助金（愛知県新あいち創造産業立地補助金Aタイプ）

愛知県内に**20年以上立地**し、かつ一宮市内に**10年以上立地**している**中小企業者**が市内に工場・研究所の新設・増設（機械及び装置を一新する場合も含む）をしようとする場合で、下記の認定要件に該当する事業者には、当該事業所の新設等に要した**固定資産取得費用**（土地を除く）の**10%**（みなし大企業に該当する場合は**8%**）に**相当する額**（限度額**3億円**）を交付いたします。

### 認定要件

- ①愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること。
- ②新設・増設する工場等が以下のいずれかの製造、もしくは開発の用に供されるものであること。

（自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の西尾張地域集積業種（輸送機械関連産業、繊維関連産業、電気・電子機器関連産業、機械・金属関連産業、新エネルギー関連産業、農商工連携関連産業、食料・飲料品関連産業、住宅・建築物・同設備関連産業）

- ③工場等の新設・増設に要した**固定資産取得費用**（土地を除く）が**1億円以上**であること。
- ④申請日～補助金交付の年度末まで、市内の工場等へ**25人以上**の常用雇用者を維持すること。

### ③、④補助金の注意事項

- ※ 常用雇用者は雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の被保険者であり、派遣労働者、請負労働者、出向者及び外国人技能実習生は含みません。
- ※ 固定資産取得費用は工場等の新設・増設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用及び生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用のことをいい、消費税は含めません。

## 申請から交付までの流れ

着工日（発注日、賃貸借契約日）の**30日前まで**

7月頃  
12月頃  
（予定）

着工

工事（契約）  
完了

操業  
開始

操業開始から**13か月後**

操業開始  
から**5年**  
（年1回）

『補助事業認定  
申請書』と必要  
書類を必ず提出

愛知県  
審査会

届出

届出

届出

『補助金交付申請書  
（兼実績報告書）』、  
『補助金交付請求  
書』の提出

補助金  
受領

訪問  
ヒアリング

提出期限を過ぎ  
ると補助金が受  
けられません

## ⑤ オフィス誘致補助金

市内において新たにオフィスを賃借しようとする場合で、下記の適用要件に該当する事業者には、当該オフィスの**賃借料、共益費の50%or70%に相当する額を1年間**（限度額120or180万円）交付いたします。

### 適用要件

#### ① 施設要件

日本産業分類の小分類(管理、補助的経済活動を行う事務所)  
大分類(情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業)の業務のために用いられるもの

#### ② 事業者要件(a,bはどちらか一方を満たすこと)

- a 都市機能誘導区域に新たにオフィスを賃借する市内にオフィスがない法人
- b まちなかウォークブルエリアに新たに既存のオフィスより床面積が増加するオフィスを賃借する市内にオフィスを持つ法人

- オフィスの常用雇用従業員※3人以上
- 1年以上継続して運営
- 政治、宗教、風俗営業、暴力団関係でないこと

※ 常用雇用従業員とは雇用保険に加入しており、パートタイム、契約社員といった雇用形態を問わず事実上期間の定めなく雇用される労働者（派遣労働者は直接雇用するものではないので対象外）。

対象区域	都市機能誘導区域※1	まちなかウォークブルエリア※2
市内にオフィスのない法人が対象区域内に新たにオフィスを賃借	賃借料、共益費の50% 限度額10万円/月	賃借料、共益費の70% 限度額15万円/月
市内にオフィスのある法人が対象区域内に新たにオフィスを賃借(床面積の増える場合のみ)	適用外	賃借料、共益費の50% 限度額10万円/月

オフィスには学術研究機関を含む

#### ※1 都市機能誘導区域(赤枠内)



都市機能誘導区域の詳細は左記2次元コードよりご確認ください。

#### ※2 まちなかウォークブルエリア(緑枠内)



## 申請から交付までの流れ

賃貸借契約前かつ法人(設立・異動)申告書提出の30日前

『補助金適用申請書』と必要書類を必ず提出

提出期限を過ぎると補助金が受けられません

法人(設立・異動)申告書提出

届出

法人(設立・異動)申告書提出から13か月後

『補助金交付申請書兼実績報告書』、  
『補助金交付請求書』の提出

補助金受領